

平均 12%引き上げ

平成18年第2回定例会は、6月9日から6月14日までの6日間の会期で開かれました。この定例会では、国民健康保険条例の一部改正、17年度と18年度の一般会計・特別会計及び水道事業会計の補正予算の審議などを行い、原案どおり可決しました。

国保条例の一部改正を可決

国保加入者の増加、老人保健法改正に伴う前期高齢者制度の創設、高度医療や医療機関の充実などにより、町の医療給付費は増え続けています。18年度も増加が見込まれるため、歳出に見合った税率の改正が必要となり、国保税の税率の引き上げが提案され、原案どおり可決しました。

質疑 短期保険証の発行数、資格証明書の発行数は。

答弁 3カ月が139件、6カ月が100件、総対象者363件です。資格証明書はまだ発行していません。

質疑 国民年金加入者のうち、総所得150万円以下の世帯数は。所得ゼロの世帯数は。

答弁 150万円未満の方は5千92世帯で76・8割、所得ゼロの方は2千308世帯です。

質疑 資料を見ると若い人の負担が大きいです。

在91前後で推移しており92割を目標にします。
質疑 高齢者に対する施策は。

答弁 各種健診等への助成、高齢者の元氣アップ事業等で、医療費抑制を図ります。行政区単位で区・健康推進員などを中心に、全町的に広げていきたいと考えています。

質疑 健康づくりに参加しない方へは保健師が家庭を回って話を聞いたり、相談を受けたりしては。プロジェクトチームをつくって取り組んではどうか。

答弁 医療費を抑制すれば町の負担は少なくなります。医療保険請求の分析が大変な作業ですが、一番重要です。

質疑 3億6千400万円の国保税滞納分をどうしていくのか。
答弁 毎週水曜日には2時間の納税相談を行っています。電話、差し押さえ、面談をしながら収納率アップを図ります。現状

国保税年税額比較表 (参考例)

条件	被保険者数 (人)	単身者 (24歳)	夫 (43歳)、妻 (41歳) 子 (15歳)	夫 (41歳)、妻 (38歳) 父 (63歳)、母 (62歳) 子 (15歳)
		医療：1	医療：3 介護：2	医療：5 介護：3
所得額 (円)	1,500,000 (給与収入額：240万円)	2,500,000 (給与収入額：夫380万円・妻60万円)	4,500,000 (事業所得額：収入額－必要経費)	
課税所得額 (円)	1,170,000 (所得額－基礎控除額)	2,170,000 (所得額－基礎控除額)	4,170,000 (所得額－基礎控除額)	
現行	年税額 (円)	140,400 (医療分のみ)	354,900 (医療分310,400) (介護分44,500)	577,900 (医療分508,400) (介護分69,500)
改正	年税額 (円)	162,600 (医療分のみ)	424,900 (医療分357,100) (介護分67,800)	620,000 (医療分530,000) (介護分90,000)
	現行との差 (円)	22,200 増	70,000 増	42,100 増